

御坊市保育所入所選考方法

保育所入所募集定員をこえる入所希望児童数があった場合、次の選考基準により、優先順位を決定いたします。

- (1) 選考基準指数は、下記に掲げている表 1（基準指数）と表 2（調整指数）を合算して求めます。
- (2) (1)の選考においても同位の場合については、調整指数（保育料滞納、申し込み児童以外の子供が保育所等に入所していない場合を除く）が加算されている方を選考します。
- (3) 調整指数が加算されていない同位の場合及び調整指数が加算されている同位の場合については、表 1（基準指数表）の優先順位により選考します。

・表 1（基準指数表）

	類 型	項 目	基準指数	優先順位
主たる保護者の状況	災害	震災、風水害、火災その他復旧にあたっている人	20	1
	看護、介護	同居若しくは同居外親族を看護、介護している人	20～14	2
	外勤	雇用されている人	20～10	3
	自営	自営業に従事している人（農業、漁業等含む）	18～8	4
	障害	精神若しくは身体的に障害を有する人	20～16	5
	疾病	疾病により通院中若しくは入院中である人	20～12	6
	出産	出産（産前、産後）の人	16	7
	内職	内職に従事している人	6	8
	就学	技能取得等のため就学している人	20	9
	求職	求職中（就労決定の方含む）の人	4	10

・表 2（調整指数表）

	条 件	調 整 指 数
世帯の状況 （上記指数に 加算・減算し ます。）	ひとり親世帯	30～20
	在宅障害者のいる世帯（疾病・介護理由の場合は除外）	10
	保育士として市内の保育所に勤務する場合	10
	生活保護世帯（求職中の場合）	6
	申込児童以外の子どもを保育所等に預けていない場合	－5
	兄弟姉妹が希望保育所に入所中（求職中は適応しない）	5
	広域入所中の児童が市内保育所に転園する場合	5
	保育料滞納（協力が得られない場合）	－10
	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合	20

※備考

- 1 各類型において、それぞれの項目の状況に応じて指数を決定します。
- 2 ひとり親世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条又は、第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- 3 在宅障害者のいる世帯とは、世帯の中に障害（療育手帳、身体障害者手帳等第 1 種 1 級～4 級程度のもの）を持つ者がいる世帯

記 入 上 の 注 意

保育所入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ御坊市役所こども支援課に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童について同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 1 保護者住所には、住民票上の住所を記入してください。
- 2 TEL の欄については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に記入してください。
- 3 「入所希望児童」の欄には、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 4 「年齢区分」については、入所年度の4月1日現在の年齢を記入してください。
- 5 「希望する保育所名」の欄は、希望する保育所を第一希望から第三希望まで記入するとともに、その理由を選択してください。
- 6 「①申請に係る児童の家族状況」には、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに「性別」は該当するものを○で囲んでください。また、世帯の中で申請児童の他に施設型給付費の支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入してください。なお、個人番号の記入が無い場合、必要書類の添付を求める事があります。
「世帯状況」は、該当する世帯の状況に応じて、選択してください。
- 7 在宅障害児（者）のいる世帯に該当する方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は障害の程度の分かるものの写しを提出してください。
- 8 「②保護者が保育の利用を必要とする理由」については、続柄欄の右に保育が必要な理由を番号により選択してください。
- 9 「③保育所等へ入所ご希望のお子さんの健康状態等」については、体質の欄に該当する状況がある場合、選択する他、気になる点がある場合は備考欄に記述ください。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ているもの）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で仕事を離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害がある人、小児慢性疾患に伴う介護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、お住まいを失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備含む。）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練等における就業訓練を含む。）のため、その児童の保育ができない場合

(留意事項)

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合
- が、ありますのでご承知ください。